

本訴事件 平成26年(ワ)第29256号損害賠償請求事件

反訴原告(本訴被告) 松崎 参

反訴被告(本訴原告) 阿部 宣 男

反 訴 状

2015年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

(送達場所)

東京都豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6階

城北法律事務所 TEL03-3988-4866

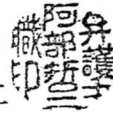
FAX 03-3986-9018

反訴原告(本訴被告)訴訟代理人

弁 護 士 阿 部 哲 二

弁 護 士 平 松 真 二 郎

弁 護 士 湯 山 花 苗



損害賠償反訴請求事件

訴訟物の価額 550万円

貼用印紙額 3万2000円

第1, 反訴請求の趣旨

1, 反訴被告は反訴原告に対し, 金550万円及び平成27年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2, 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

3, 仮執行宣言。

第2, 反訴請求の原因

1, 当事者

(1) 反訴原告は、現在4期目をつとめる板橋区議会議員であり、会派としては日本共産党板橋区議会議員団に所属している。

(2) 反訴被告は、昭和55年4月1日に採用され平成26年3月28日に懲戒免職処分を受けるまで板橋区職員の地位にあった者である。

2, ホタル飼育からホタル館閉鎖まで

(1) ホタルの飼育

板橋区は1989年(平成元年)、当時の温室植物園の一画を利用してホタルの孵化と飼育の事業を始めた。その後、1994年(平成5年)に板橋区高島平2丁目に「ホタル飼育施設」を開設、その後、これを「ホタル生態環境館」(以下、ホタル館と略す)と名称を改めた。飼育事業の開始から2014年1月までの25年間、飼育担当職員であったのが反訴被告である。

ホタル館は毎年夏の夜間特別公開に多数の来場者が訪れるなど、区民の人気の高い施設であった。なかでも地元高島平の住民にとっては「ホタルの棲むまち」として地域のシンボリック的存在であり、誇りと愛着の対象になっていた。

一方で、ホタル館の運営と維持には年間で約3700万円の公費を必要とし、25年間では総額10億円の税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、批判的意見も少なくなかった。

反訴原告の所属する日本共産党板橋区議会議員団では、①自然環境の浄化と保全にホタル飼育技術が有効であることが期待されること、②区民の環境教育に役立つこと、③地域コミュニティの活性化にも寄与していることなど

